

浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置計画の変更認可申請について

2018 年 10 月 18 日

当社は、本日、原子炉等規制法(注 1)に基づき、「浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

主な変更内容

1、2 号機の原子炉圧力容器、蒸気乾燥器(注 2)および気水分離器(注 3)の除染工事方法の変更

除染工事においてさらなる被ばく低減を図るため、以下のとおり除染工事の方法を変更することから、廃止措置計画の関係する記載を変更します。

(変更前) 蒸気乾燥器および気水分離器を原子炉圧力容器から取り出し、別々の除染用タンクに収納の上、原子炉圧力容器、蒸気乾燥器および気水分離器を個別に除染する。

(変更後) 蒸気乾燥器および気水分離器を原子炉圧力容器に収納したまま同時に除染する。

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注 2 蒸気乾燥器は、タービン効率を上げるため原子炉圧力容器内で発生する蒸気に含まれる湿分を
取り除く装置です。

注 3 気水分離器は、原子炉から湿分の少ない蒸気を蒸気タービンへ送るため、蒸気に含まれる水分
を分離する装置です。

以 上